

医療

後期高齢者医療保険制度

健康診査は受けましたか？

健康診査は令和2年（2020年）2月末日まで受けることができます。受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、ぜひこの機会にご自身の健康状態をチェックしましょう。

受診券などの紛失やご不明な点はお問い合わせください。

※対象の方には5月末に受診券などを発送しています。

医科健康診査

・対象者／75歳以上の方。65歳以上75歳未満で一定の障害があり、認定を受けられた方。

・検査項目／問診・計測・診察・脂質・肝機能・尿・腎機能・代謝系
・実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

・費用／無料

歯科健康診査

・対象者／平成31年（2019年）3月末で75歳・80歳・85歳の方と90歳以上の方
・検査項目／問診・口腔内検査・口腔機能検査

・実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている

る医療機関
・費用／無料

和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎073・428・6688

後期高齢者医療保険制度

ジェネリック医薬品のご案内

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に、11月下旬から12月上旬にかけて、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

後発医薬品利用差額通知コールセンター

☎0120・53・0006（フリーダイヤル・通話無料）・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073・428・6688

福祉

有田川町重度心身障害者（児）福祉手当の申請はお済みですか？

在宅で、身体・知的もしくは精神に重度の障害がある方に対し、福祉向上を図ることを目的として支給する手当です。この手当の支給対象になると思われる方には、11月上旬にお知らせを送付しているのでご確認ください。まだ申請書を提出されていない方は、必要事項をご確認の上、ご提出ください。

やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

税金

税理士による地区相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

※いずれの会場も正午から13時までには相談は行っていないです。なお、申告会場の混雑状況によっては早めに参加を要する場合があります。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑などをご持

開設日 開設場所	2月					開設時間
	12 水	13 木	17 月	18 火	19 水	
有田市役所 3階 会議室	●	●				9時30分～16時 (相談受付締切時間 15時30分)
湯浅納税協会 3階 会議室			●			
有田川町役場 吉備庁舎3階 中会議室				●		9時30分～15時 (相談受付締切時間 14時30分)
有田川町役場 清水行政局2階 大会議室					●	

※有田市会場は、有田市文化福祉センターから有田市役所に変更しています。

参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っていないので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

湯浅税務署

☎63・5351